

2月16日(木)~3月15日(水)

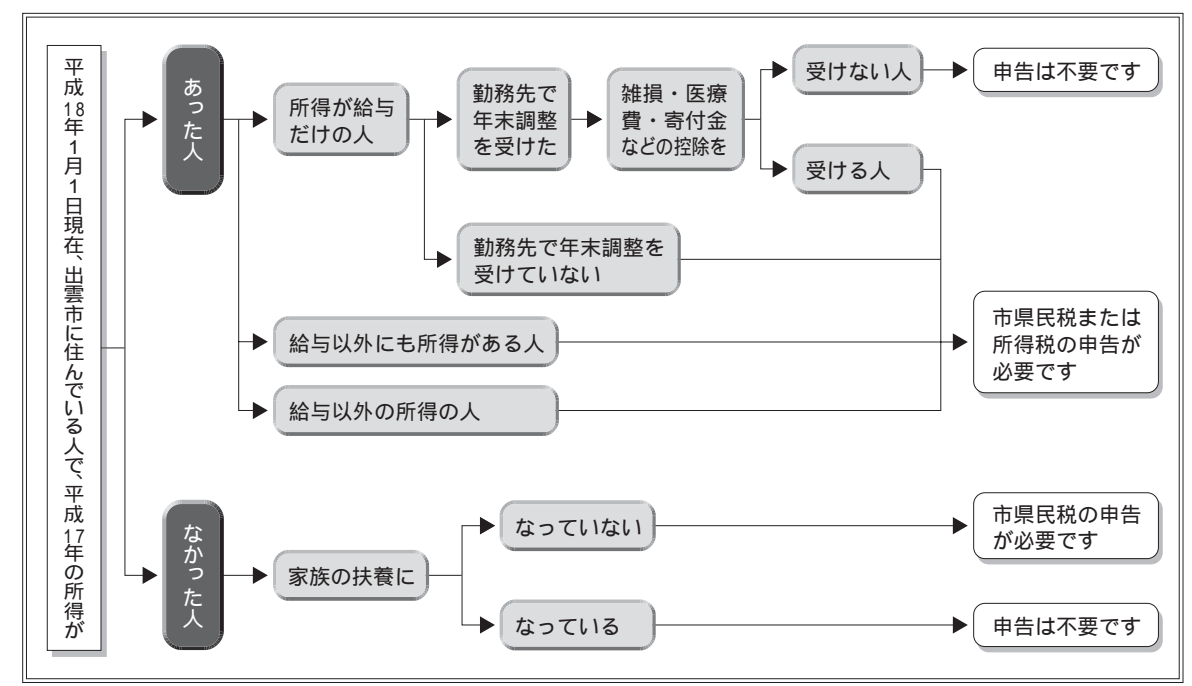
申告しよう、 あなたの税が 生きている

今年も所得税の確定申告、市県民税の申告の時期が近づいてきました。申告期間は、2月16日(木)から3月15日(水)まで。期間の後半になると、たいへん混み合いますので、早めに準備して、正しく申告しましょう。



申告が必要かを確認しましょう

所得税の申告が必要な人
平成17年中(1月~12月)の所得金額の合計が控除合計額を超える人(所得税がかかる人)
給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える人
2か所以上から給与をもらっている人
雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除などの控除を受ける人
市県民税の申告が必要な人
平成18年1月1日現在、出雲市に住所があり、平成17年中に所得があった人で、所得税の申告義務がない人(例給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の人)
市県民税申告の必要がない人
所得税の申告書を提出した人
給与所得のみの人で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人公的年金の所得のみの人で、各種控除(扶養、社会保険料控除など)を受けない人
国民健康保険に加入している人は、所得がなくても申告が必要ない場合があります。



申告はお早めに〜期間の後半は混み合います

申告期間
2月16日 ~ 3月15日
(土・日曜日を除く)

相談会場・時間
左表のとおり。ご確認の上、お出かけください。

平田・多伎会場では、出張相談などのため、左記の会場で申告相談を行わない

相談会場が変わっています

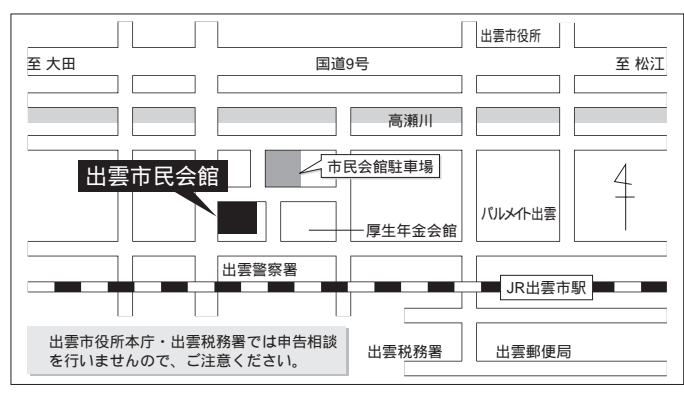
所得税	相談会場	相談時間
	出雲市民会館3階301号室 出雲税務署での申告相談は行いません。	9時~16時 (開館は8時30分)

市県民税
都合のよい会場にお出かけください。相談会場以外では、申告相談を行いません。

相談会場	相談時間
中央会場：出雲市民会館3階302号室 出雲市役所本庁での申告相談は行いません。	9時~16時 (開館は8時30分)
平田会場：旧教育会館大会議室(平田公民館隣)	9時~12時 13時~16時 (開館は8時30分)
佐田会場：佐田支所3階会議室	
多伎会場：多伎支所2階講習室	
湖陵会場：湖陵公民館1階研修室	
大社会場：大社文化プレイスうらら館	

中央会場以外は、それぞれ受付時間および相談時間が若干異なります。

中央会場(出雲市民会館)位置図



場合があり。出張相談や農業所得地区相談などの日程は、この号と一緒に配布している『市税だより』をご覧ください。

申告に必要なもの
申告書
印鑑
預金通帳など、本人名義の口座がわかるもの(所

得税の納付・還付申告の場合)
所得・控除の証明となる資料(源泉徴収票、生命保険料等の控除証明書、障害者手帳など)
不動産、農業所得のある人は、必要経費として該当する固定資産税額をあらかじめ調べておいてください。

出雲税務署からのお知らせ

所得税還付申告の方へ
1月から出雲税務署窓口(出雲地方合同庁舎3階、塩冶善行町)での相談および申告書の受付を行っています。(ただし、申告期間中は、出雲市民会館へお出かけください。)
なお、申告書は郵送または出雲税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することもできます。

インターネットによる申告書の作成について
ホームページで「確定申告等情報」を提供しています
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
ホームページ上で、自分の確定申告書が作成できます
画面の案内に従い入力していくと、確定申告書を作成できます。
申告の際の各種手続きが出力(ダウンロード)できます
確定申告に関する手続きや説明書、記載例、書き方などが出力できます。
確定申告に関するQ&Aや各種手続きなどの情報を提供しています
申告に当たっての疑問や申告手続きについての各種情報を提供しています。

自宅やオフィスでできる国税電子申告・納税システム(e-Tax)について
これまで書面により行われていた国税の申告、納税などをインターネットなどで行うことができます。システムのご利用には、事前の手続きが必要です。
e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

所得税申告に関するおたずねは

出雲税務署
・所得税 (TEL 21-0474)
・資産税 (TEL 21-0493)

市県民税申告に関するおたずねは

出雲市役所(直通)
・本庁 市民税課 (TEL 21-6523)
・平田支所 税務課 (TEL 63-5552)
・佐田支所 市民生活課 (TEL 84-0115)
・多伎支所 市民生活課 (TEL 86-3116)
・湖陵支所 市民生活課 (TEL 43-1214)
・大社支所 市民生活課 (TEL 53-3115)
各相談会場への直接の問い合わせは受け付けていません。